



志 監 第 48 号
平成29年 2月21日

志 布 志 市 議 会 議 長	岩 根 賢 二
志 布 志 市 長	本 田 修 一
志 布 志 市 教 育 委 員 会 委 員 長	松 原 治 美
志 布 志 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	立 山 芳 太 郎
志 布 志 市 農 業 委 員 会 会 長	山 下 昭 一
志 布 志 市 水 道 事 業 志 布 志 市 長	本 田 修 一

志布志市監査委員 嶋 戸 貞 治
志布志市監査委員 上 村 環



平成28年度定期監査の結果に関する報告について (提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成28年度定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

1 監査の期日

平成 28 年 10 月 21 日から平成 29 年 2 月 2 日まで

2 監査の対象

対象課等名	実施日
議会事務局	平成 28 年 11 月 22 日
総務課	平成 28 年 11 月 30 日 平成 29 年 2 月 1 日
財務課	平成 28 年 11 月 30 日
企画政策課	平成 28 年 11 月 29 日
情報管理課	平成 28 年 11 月 25 日
港湾商工課	平成 28 年 12 月 1 日 平成 29 年 2 月 1 日・2 日
税務課	平成 28 年 11 月 8 日
市民環境課	平成 28 年 11 月 8 日
福祉課	平成 28 年 11 月 24 日 平成 29 年 2 月 2 日
保健課	平成 28 年 11 月 28 日
農政畜産課	平成 28 年 11 月 21 日
耕地林務水産課	平成 28 年 11 月 29 日 平成 29 年 2 月 1 日
建設課	平成 28 年 11 月 25 日 平成 29 年 2 月 1 日・2 日
松山支所総務市民課	平成 28 年 10 月 21 日 平成 29 年 2 月 2 日
松山支所産業建設課	平成 28 年 10 月 25 日 平成 29 年 2 月 2 日
志布志支所地域振興課	平成 28 年 11 月 1 日 平成 29 年 2 月 2 日
志布志支所市民税務課	平成 28 年 10 月 31 日
志布志支所福祉課	平成 28 年 11 月 4 日
志布志支所産業建設課	平成 28 年 11 月 1 日 平成 29 年 2 月 2 日
会計課	平成 28 年 11 月 17 日
教育総務課	平成 28 年 11 月 4 日 平成 29 年 2 月 1 日・2 日
学校教育課	平成 28 年 10 月 31 日
生涯学習課	平成 28 年 11 月 2 日

	平成 29 年 2 月 1 日・2 日
教育委員会事務局松山分室	平成 28 年 10 月 21 日
教育委員会事務局有明分室	平成 28 年 11 月 22 日
選挙管理委員会事務局	平成 28 年 11 月 30 日
監査委員事務局	平成 28 年 11 月 22 日
農業委員会事務局	平成 28 年 10 月 25 日
水道課	平成 28 年 11 月 18 日

3 監査委員の除斥

上村環監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の 2 の規定により、政務活動費に関する事務の監査について除斥した。

4 監査の主眼及び方法

監査は、平成 28 年度の財務に関する事務（工事等の現地確認を含む。）の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

- (1) 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。
- (3) 収入の確保が適正に行われているか。
- (4) 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。
- (5) 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

5 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認めた。

収入事務のうち、収入未済の繰越処理については、事務改善が図られてはきているが、いくつかの課において、調定の起票時期等誤った事務処理が見られた。また、未収金の管理及び徴収対策については、これまで意見を述べてきているが、未だに改善されていない課があり、結果として、徴収率の低下や決算の誤謬が発生している。担当者のみでなく、課全体として取り組む体制が必要である。適正な調定及び収納事務に努め、収入未済額の縮減と、決算での誤謬がないようしっかりと準備をされたい。

予算の流用及び充用については、流用 4 件及び充用 12 件（特別会計含む。）で、

前年の同定期監査時と比較して大きく減少しており、ほとんどが適正に処理されていたが、流用確定日より約2月を経過した支出事務の執行が1件見られた。予算の流用は、緊急やむを得ない経費で予算の補正をするいとまがない場合の既定予算不足を補う例外的手段である。このことを念頭において事務処理に留意されたい。

補助金等交付事務についても、例年、その事務処理について意見を述べているが、今年度においても、交付決定の際の事業内容の確認や添付書類の精査ができておらず事務上の不備が繰り返されている。また、事業内容や効果がわかりにくい実績報告が見受けられることから、所管課においては、内容をしっかりと整理し、補助効果がわかるような書類の提出を指導されたい。一方、職員が補助金の事務処理手続き、審査の方法など、統一した交付基準での事務処理ができるよう事務処理マニュアルを作成するとともに、真に必要な補助事業かどうかについても吟味した上で財政援助団体（補助団体）を決定し、再度事業効果の検証及び評価を行った上で補助金の見直しを進められたい。

次に述べる事務については、改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処されたい。

なお、軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、文書にて通知するので記述からは省略した。

(1) 各課等に共通する事項

ア 補助金等交付申請に係る添付書類について、収支予算書等の内容が適切に記載されていないものを受理し、補助要件に該当するか等の内容の精査が行われていない。

イ 予定価格調書が自署でないものが散見された。予定価格は情報漏えいの観点から、手書きで記載し、厳重に保管されるよう改善を図られたい。

ウ 出勤簿において、職名、氏名及び集計欄の記入漏れ、押印漏れ並びに年次有給休暇取得の際の記入誤りがある。

エ 調定及び支出負担行為書の起票が遅延している。

オ 行政財産使用許可等において、定期監査実施時点での未収金が散見された。

(2) 各課における指摘事項

課等名	事項の内容
総務課	消防団員被服類貸与について、志布志市消防団員被服類貸与規程（平成18年志布志市訓令第38号）に基づく帳簿の整理がなされていない。
耕地林務水産課	はも販売促進事業補助金において、志布志市補助金等交付要綱（平成22年志布志市告示第24号）に合致しない事業内容での執行となっている。
建設課	住宅使用料に係る調定事務で、調定額の管理がなされていない。

(3) 各課等における注意事項

課等名	事項の内容
議会事務局	特になし。
総務課	軽微事項のみ。
財務課	予定価格調書の作成にあつては、情報漏えいの観点より自署にて作成するよう周知を図られたい。 補助金等交付に係る事務手続きについて、事務処理マニュアルを作成し、適正な補助金等交付事務を周知されたい。 庁内において、多額の消耗品が購入されているが、その購入価格の適正性について、コスト意識の徹底及び経費節減の観点から調査されたい。
企画政策課	軽微事項のみ。
情報管理課	出張命令簿で、私有車使用において経路が記載されていない。
港湾商工課	行政財産使用許可に係る使用料の納付書に納期限の記載が遺漏している。
税務課	入札・契約運営委員会を経ず、委託契約を行っている（課税支援システム機器・ソフトウェア保守業務委託）。
市民環境課	浄化槽設置整備事業補助金で、共有名義における申請において委任状を徴していない。 切手受払簿が整備されていない。 嘱託職員の時間外勤務命令の在り方について改善を要する。 行政財産使用許可に係る調定日を誤っている。 下水道使用料について、徴収対策を講じられたい。
福祉課	滞納繰越調定の時期を誤っている（保育料及び生活保護費徴収金）。 保育料に係る調定の整理がなされていない。 補助金等の交付にあつて、申請書類の精査がされていない（一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金及び志布志市単位老人クラブ運営事業補助金）。
保健課	歯周疾患検診業務に関する委託契約で、課税事業者及び免税事業者の消費税相当額についての契約

	<p>内容が精査されていない。</p> <p>定期予防接種業務委託契約で、見積額と契約額（単価）が同額となっており、消費税相当額に係る記載がない。</p>
農政畜産課	<p>各種補助金等の交付にあつて、申請書類の内容の精査がされていない(総会資料の予算書と補助金申請の収支予算書の内容が異なっている等)。</p>
耕地林務水産課	<p>軽微事項のみ。</p>
建設課	<p>流用後の歳出還付の事務処理時期が適切でない。</p> <p>各種補助金等の交付にあつて、申請書類の精査がされていない。</p> <p>公有財産の貸付等に係る調定日を誤っている。</p>
松山支所総務市民課	<p>市の備品について、借用等の手続きがされていない。</p> <p>やっちく若者会補助金で、補助団体の名称と規約の団体名称に相違がある。</p> <p>行政財産使用許可に係る調定日を誤っている。</p>
松山支所産業建設課	<p>農業青壮年部振興事業補助金で、事業計画及び収支予算書の内容が不明瞭であるものを受理している。また、交付額の積算が不明確である。</p> <p>30万円を超える契約で予定価格調書の作成をしていない。また、請書を徴していない。</p>
志布志支所地域振興課	<p>軽微事項のみ。</p>
志布志支所市民税務課	<p>浄化槽設置整備事業補助金で、施工業者の確認書に日付のないもの、チェックシートが不備なものを受理している。</p> <p>嘱託職員の時間外勤務命令の在り方について改善を要する。</p>
志布志支所福祉課	<p>特になし。</p>
志布志支所産業建設課	<p>行政財産使用料の減免申請に係る時価評価調書を作成していない。</p>
会計課	<p>軽微事項のみ。</p>
教育総務課(学校給食センター含む)	<p>志布志市職員に対する被服類貸与規程(平成18年志布志市訓令第27号)第7条に規定する被服類貸与(処分)簿に従って管理されていない。</p> <p>予定価格調書を作成していない。</p>
学校教育課	<p>学校保健会補助金で、収支予算書の「繰越金」を</p>

	<p>「自主財源」と誤記しているものを受理しており、補助金の交付額算定が不明確である。</p> <p>委託契約に係る起案の契約額が、税抜き価格となっている。</p>
生涯学習課（図書館含む）	<p>補助金の支出事務について、市から補助団体（準公金取扱い団体）へ支出後、市の歳計外へ一旦入金し、歳計外から下部組織に配当しており、不適切な処理となっている。</p> <p>志布志市スポーツ少年団本部補助金で、繰越金の額を誤った収支予算書を受理している。</p> <p>志布志文化財愛護会補助金で、規約に定めのない予算の執行が見受けられた。</p> <p>九州地区公民館研究大会に係る費用弁償の支出（在勤地外）で、片道2キロメートル以上について車賃を支給していない。</p>
教育委員会事務局松山分室	<p>やっちくふれあいセンターの行政財産使用料減免について、他の施設との公平性の観点から検討を要する。</p> <p>行政財産使用料減免申請で、規則に定めた書式を使用していない。また、減免額等が未記入となっている。</p>
教育委員会事務局有明分室	軽微事項のみ。
選挙管理委員会事務局	特になし。
監査委員事務局	特になし。
農業委員会事務局	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定に基づく実費弁償の支出で、日当を支給していない。</p> <p>志布志市農業者年金受給者会事業補助金で、各支部の繰越金を精査し、補助の在り方について検討されたい。また、交付申請に係る書類の受理にあつては、書式や記載内容を十分に精査されたい。</p>
水道課	予定価格調書に最低制限価格の記載がない。

(4) 工事施工状況確認の結果及び意見

平成28年度に施工された請負工事の中から、11課47工事（27施工箇所）を抽出し、平成29年2月1日及び同月2日に工事現場の実査を行った。

工事中の施工箇所については、現場の安全管理や工程管理に努めていた。今後、

天候にも左右されることから、工程管理には留意されたい。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

6 むすび

以上が監査の結果である。

毎年度、定期監査の実施にあつては、実施要領を通知しているが、基本的な書類の整理がなされぬままに監査を受ける課が見受けられる。また、注意事項についても改善の報告があるが、同じ事項の誤りが散見され、決裁時におけるチェック体制が十分に機能していない結果と判断する。内部統制機能の強化を図り、監査を受け体制をしっかりと構築し、真摯に臨んでいただきたい。

また、出勤簿については、毎年、注意をしているが未だ改善されていないことから、適正に事務処理を行い、勤務管理を徹底されたい。

本年度より地方交付税の逡減がなされている。平成28年度の本市の普通交付税は、6,607,692千円で、合併算定替の縮減約68,900千円を含め前年度より202,477千円の減となっている。今後、更に普通交付税の減額が予測される中で、歳入予算の確保及び歳出予算の抑制は必然となってくる。他の自治体においては、歳入の増加及び安定した財源確保に向け、行政財産の使用等でこれまでの使用許可から、貸付けによる競争原理を取り入れ、特に、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けでは大幅な収入増となっている事例や基金の運用事例等様々な取組を行っている。今後、生産年齢人口の減による税収の確保も厳しくなっていくことから、税外収入の増加に向けた先進事例についても見識を深め、積極的に取り入れられたい。